

平成30年3月26日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 事業の後継者が贈与又は相続により非上場株式等を取 得した場合の納税猶予及び免除の特例制度

多くの中小企業は会社を任せられる「後継者がいない」ことに悩んでおられるのが現状です。そんな中、会社の業績と連動して株価も大きくなっていることも有り事業承継を難しくしています。そこで先代経営者から後継者に株式を生前贈与する時、或は相続により株式を取得した時の贈与税や相続税を猶予・免除してもらえる制度があります。

### 【1】非上場株式(以下、株式という)に係る贈与税の納税猶予及び免除について

後継者が、先代経営者(贈与者)から非上場会社の株式の贈与を受け、一定の要件を満たす場合には、取得した株式に対する贈与税の全額について納税が猶予されます。

その後、猶予された贈与税額は後継者の死亡等により最終的には納税が免除されます。

### 【2】非上場株式(以下、株式という)における相続税の納税猶予及び免除について

後継者が、先代経営者(被相続人)から相続等により非上場会社の株式を取得し、一定の要件を満たす場合には、後継者が取得した株式に対する相続税の納付額が猶予されます。

その後、猶予された相続税額は後継者の死亡等により最終的には納税が免除されます。

#### ◆ 上記の適用を受けるためには一定の要件が必要

納税猶予制度は後継者・先代経営者及びその非上場株式を発行する会社における一定の要件を満たす必要が有ります。

納税猶予の適用を受けた後であっても一定の事由要件に該当しなくなった場合には、納税の猶予は打ち切れ一定の利子税とともに猶予税額の全額又は一部を納付することになります。

#### ◆ 制度を利用する場合の手続き等

- ① 贈与の場合、贈与税の申告期限までに、この特例の適用を受けることを記載した贈与税の申告書などを税務署へ提出する必要が有ります。
- ② 相続の場合、相続税の申告期限までに、この特例の適用を受けることを記載した相続税の申告書などを税務署へ提出する必要が有ります。
- ③ 担保の提供(相続・贈与)、特例の対象となる非上場株式等の全部を担保提供する必要がありますがその他・不動産、国債、地方債、税務署長が認める有価証券などの担保提供も可能です。
- ④ 特例制度を利用するには平成30年4月1日から平成35年3月31日までに「特例承認計画」をお住まいの都道府県に提出し知事の認定を受ける必要があります。
- ⑤ 特例適用期間は平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間です。